適格請求書発行事業者の登録申請書

	/ 収	受印、	ı																			[1	/2]
令和	知 年 月 日 (フリガナ) 住所又は居所(法人の場合) 本 店 又 はまたる事務所 申の 所 在 地										み公妻	されま	す) 9番17	'号	(電話	舌番牙	± 0	829		30		- 45	55)
				青	納		(電話番号 0829 - 30 - 455) (〒 738 - 0025) 廿日市市平良一丁目9番17号 (電話番号 0829 - 30 - 455)										55)						
				前	(7		シキカ	* 1>p	IJŊŤ	לל			(程川	J EE 7.	<i>,</i> 0	023		30		40	JJ)		
					氏 名	又は	又は名称		◎ 株式会社 リバウス														
				者	(7	リカ	i ナ)	ታ ፓታ	<u>ከ</u> ワታ → ケイスケ														
<u> </u>	1日市	税務	5署長属	L Z			場 合 氏 名			恵介													
			7-6 20/9		法	人	番号	号 9	2		4	0	0	0	1		0	4		1	6	2	2
公表さ 1 申 2 を なま	されま 申請者 去人 に と、上	す。 の氏名 人格の 記1及	又は名 ない社 び2の	称 :団等を はか、	を除く。 登録番) にま 号 号及て) は、ji かっては が登 で、申	: 、本店 月日か	i 又に i 公表	は主た 長され	こるき	事務所 上。	「の所	在地									ージで
(7	平成28 ※ 当	3年法 該申	律第15 清書は	5号) 、所 ²	第 5 条 得税法	の規定等の-	業者と Eによる - 部を改 するも	る改正 女正す	後のる法	り消り	費 税	法第	57条	の 2	第 2	項	の規	定	によ	り申	∄:	しま	す。
							より課 日に登				さる場	易合に	は令利	15年	E 6 J	∄ 30	日)	ま	でに		申請	青書	を提出
					この	申請書	を提出す	る時点	にお	いて、	、該	当する	事業	者の区	区分に	応じ	, [にい	/印を	を付し	てく	ださ	ر ۱ _°
事	業	者	区	分				\bigvee	課税	事業	美者					免	税	事業	者				
							录要件の 忍」欄も														には、	次葉	「免税
判定に 合は介 この申 なかっ	こより う和 5 申請書を ったこ	課税事 年6月 と提出す とにつ	(特定) 30日 30日 30日 30日 30日 30日 30日 30日 30日 30日	なる場 まででき な事情																			
税	理	士	署	名	T¥ TIT		長谷	川会計							(電話	氏悉号	<u>.</u> (182	_	27:	2 –	- 58	68)
*	整理				部門		由達	年月	F			年	 月		通	f f	i	月	个		印石	在	
税 務 -	番号	/	,		番号		番号	一 一 一	H	身		+ <u></u> □ 済		確認書類	個人	.番号>)他(下 '/通;	即カー	・ド・週	日記転免許		
処理 -		処 珰 番 号		年 —— ₁	月 ———		確認	 	1	確		□ 未 ———											

- 注意 1 記載要領等に留意の上、記載してください。
 - 2 税務署処理欄は、記載しないでください。
 - 3 この申請書を提出するときは、「適格請求書発行事業者の登録申請書(次葉)」を併せて提出してください。

インボイス制度

この申請書は、令和三年十月一日から令和五年九月三十日までの間に提出する場合に使用します。

適格請求書発行事業者の登録申請書(次葉)

[2/2]

													Γ				[15								
																		株式	会社 ——	: ' <u>.</u>	<i></i>	ウス				
	該当する事業者の区分に応じ、□にレ印を付し記載してください。																									
	(平成28年法律第15号) 附則第44条第4項の規定の適用を受けようとする事業者 ※ 登録開始日から納税義務の免除の期定の適用を受けないこととなります。																									
		個	,		番		号						1					<u> </u>								
事		III			#		<i>'</i>	_															_			
業		事業		年 月) ス														法人のみ	事	業	年	度	自 <u></u> 至		月 —— 月	日日日
者		内		月日								年		J	1	E	}	記載		7	本	<u></u> 金			H	— ^円
の		容等	事			勺	 容												<u> </u>							
								<u> </u>												果	税	期	間	の	初	月
確		□ 消費税課税事業者(選択)届出書を提出し、納税義務の免除の 規定の適用を受けないこととなる課税期間の初日から登録を受け													月31日											
認			とす								.,,,,	2,,,,,	•						4	₹和		年		月		日
登	登は現代事業者です。																									
録																										
要		の確い。	崔認」	欄の	いす	*h7	かのこ	事業	者(に該	当す	る場	合	は、	「は	レリる	を選択	マして	くた	ごさ						
件の	ì		说法 <i>l</i> いいえ													はあり) まも	tん。				\checkmark	はい		しい	ヽえ
確																					-					
認		そのいま		を終	わり) 、 -	又は	執行	を	受け	けるこ	ことか	ゞな	:くな	いった	:日か	ら2	年を約	圣過	して			はい		いい	ヽえ
参																										
考																										
事																										
項																										